

(参考)

太陽光発電設備設置に係る市町村の課題について

	大町市	飯島町
課題	<p>本市における開発事業については、都市計画法や森林法、農地法等に基づく許可制度のほか県の景観条例、大町市環境保全に関する条例等を適用し、適正な土地利用や自然環境及び景観の保全、公害の未然防止等を目的とした規制を行うと共に、法的な規制が該当しない太陽光発電設備等についても、2,000㎡以上の開発面積を有するものは「大北地区開発事業等指導要綱」を準用し、計画の事前届を求めることにより行政指導を行ってきた。</p> <p>しかしながら、同要綱が太陽光発電設備を想定した指導規定でないことや市独自の規定でないこと等の理由から、特に市外の事業者において事前届に遅れや災害防止に係わる地形、地質等の事前調査の不備、周辺住民等との調整不足等、行政指導が十分に機能しない事例が生じている。</p>	<p>「自然エネルギー基本条例」と「地域自然エネルギー活用発電施設設置手続きに関する規則」は、飯島町として制定済みである。</p> <p>しかしながら、設置者・工事業者の把握について、建築確認や農地転用手続きが伴う場合は、設置者・工事業者の把握が容易にできるが、それ以外は申請が無いと、把握が困難である。</p>
対応	<p>平成27年4月1日より、市独自の開発規定として「大町市開発指導要綱」を新たに施行し、1,000㎡以上の開発事業について、遵守すべき基本的な指導事項や手続き等について基準を定め、HP等により全国的に周知し、よりきめ細かな指導を行っている。</p>	<p>町の公式ホームページ等での周知を行うと同時に、他部署と連携し、未申請の案件について、所定の手続きをとるように指導している。</p>
苦慮している事項	<p>周辺住民等からの問い合わせが頻発している。主な事例は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none">・店舗への反射光が営業の妨げになっている。・住宅に近接しているため、景観が阻害された。・住宅密集地での施工における騒音や振動等の発生。・集中豪雨時の隣接地への溢水。・森林開発による土砂災害や景観破壊への不安。	